

令和3年度介護報酬改定における 科学的介護情報システム(LIFE)の活用について

厚生労働省老健局老人保健課

※ 本スライドは「科学的介護情報システム(LIFE)」の活用等について(令和3年2月19日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)の内容をまとめたものです。

1. 科学的介護情報システムとは

Long-term care Information system For Evidence; LIFE

科学的裏付けに基づく介護（科学的介護）とは

医療分野における「根拠（エビデンス）に基づく医療」（Evidence Based Medicine : EBM）

- 「診ている患者の臨床上の疑問点に関して、医師が関連文献等を検索し、それらを批判的に吟味した上で患者への適用の妥当性を評価し、さらに患者の価値観や意向を考慮した上で臨床判断を下し、専門技能を活用して医療を行うこと」と定義できる実践的な手法。

（医療技術評価推進検討会報告書，厚生省健康政策局研究開発振興課医療技術情報推進，平成11年3月23日）
（Guyatt GH. Evidence-based medicine. ACP J Club. 1991;114(suppl 2):A-16.）



1990年代以降、医療分野においては、「エビデンスに基づく医療」が実施されている。

介護分野における取り組み

- 介護保険制度は、単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするというだけではなく、高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援することを理念とした制度。



- 介護分野においても科学的手法に基づく分析を進め、エビデンスを蓄積し活用していくことが必要であるが、現状では、科学的に効果が裏付けられた介護が、十分に実践されているとは言えない。



- エビデンスに基づいた自立支援・重度化防止等を進めるためには、現場・アカデミア等が一体となって科学的裏付けに基づく介護を推進するための循環が創出できる仕組みを形成する必要がある。



介護関連データベースによる情報の収集・分析、現場へのフィードバックを通じて、科学的裏付けに基づく介護の普及・実践をはかる。

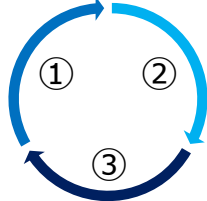


科学的介護にかかる検討の取りまとめ経過等①

はじめに

- 介護サービスの需要増大が見込まれ、制度の持続可能性を確保できるよう、介護職員の働き方改革と利用者に対するサービスの質の向上を両立できる、新たな「介護」のあり方についての検討が必要である。
- 介護保険制度は、高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援することを理念とした制度であるが、介護サービスのアウトカム等について、科学的な検証に裏付けられた客観的な情報が十分に得られているとはいえない状況である。
- 介護分野でも、科学的手法に基づく分析を進め、エビデンスを蓄積し活用していくことが必要であり、分析成果のフィードバックによる介護サービスの質の向上も期待できる。

科学的裏付けに基づく介護（科学的介護）について

- エビデンスに基づいた自立支援・重度化防止等を進めるためには、以下の取組を実践しつつ、現場・アカデミア等が一体となって科学的裏付けに基づく介護を推進するための循環が創出できる仕組みを形成する必要がある。
 - ① エビデンスに基づいた介護の実践
 - ② 科学的に妥当性のある指標等の現場からの収集・蓄積および分析
 - ③ 分析の成果を現場にフィードバックすることで、更なる科学的介護を推進
- 介護分野では、医療における「治療効果」等の関係者間でコンセンサスの得られた評価指標が必ずしも存在するわけではなく、個々の利用者等の様々なニーズや価値判断が存在する。
- 科学的介護を実践していくためには、科学的に妥当性のある指標を用いることが様々なデータの取得・解析に当たっての前提とならざるを得ないが、科学的に妥当性のある指標等が確立していない場合もある。
- 科学的介護の推進にあたっては、介護保険制度が関係者の理解を前提とした共助の理念に基づく仕組みであることを踏まえつつ、様々な関係者の価値判断を尊重して検討を行っていくことが重要である。

科学的介護にかかる検討の取りまとめ経過等②

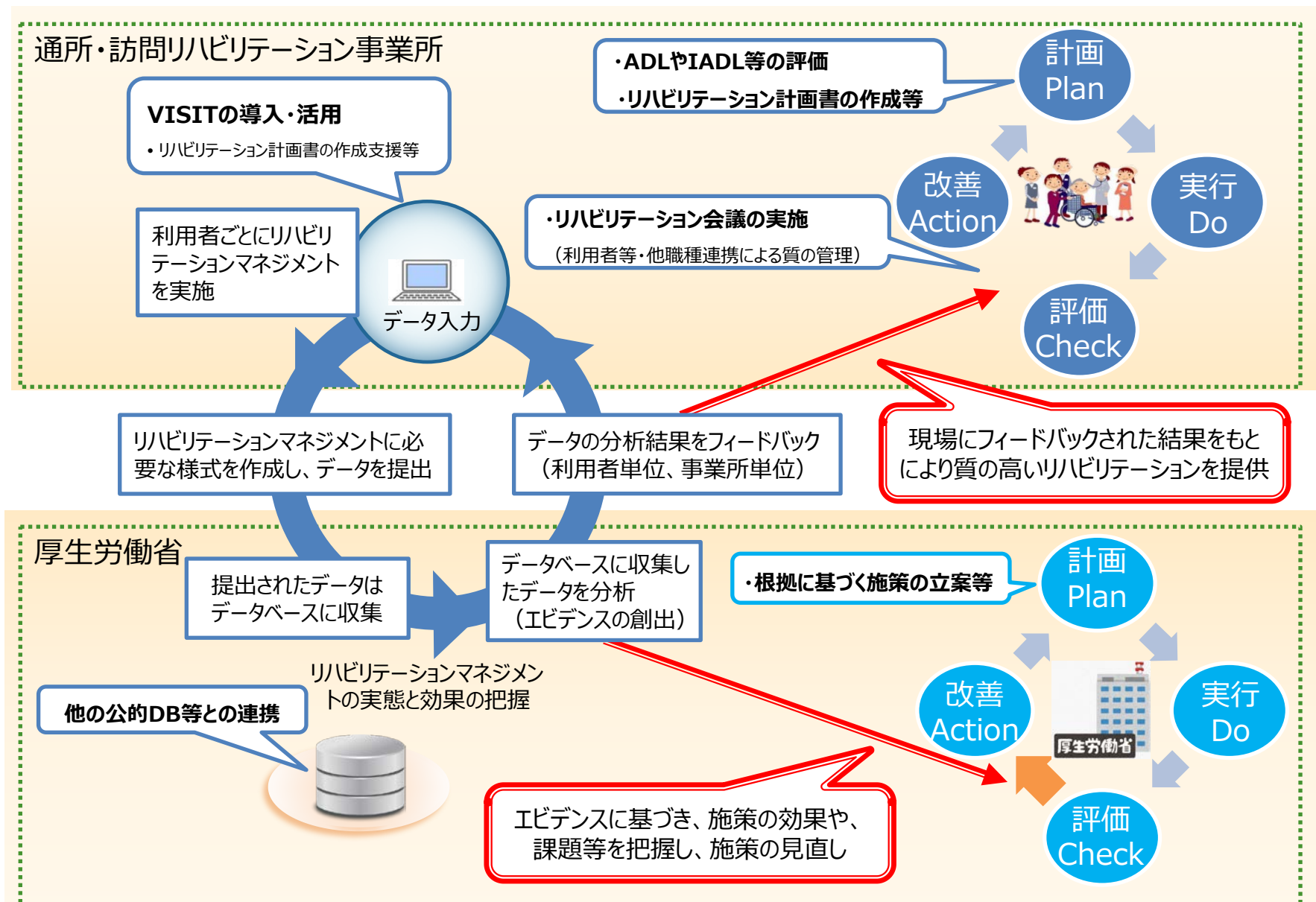
CHASEにおける収集項目について

- 収集項目については、以下のような基準に準じて選定。
 - ・信頼性・妥当性があり科学的測定が可能なもの
 - ・データの収集に新たな負荷がかからないもの
 - ・国際的に比較が可能なもの
- 事業所等の負担等を考慮し、既に事業所等に集積されている情報等を踏まえて整理を実施。
 - ① 基本的な項目：できるだけ多くの事業所等で入力されるべき項目
 - ② 目的に応じた項目：介護報酬上の加算の対象となる事業所等において入力されるべき項目
 - ③ その他の項目：各事業所で任意に入力できるようにするべき項目、フィージビリティを検討した上で収集対象とすべき項目等
- 科学的介護の対象領域は、介護給付、予防給付、介護予防・日常生活支援総合事業等の介護保険制度がカバーする全領域であるが、どこまで評価・入力等を求めていくかは、フィージビリティを検証しつつ制度面を含めて検討する必要がある。
- 科学的介護の仕組みについて、関係者の理解を得るためには、サービスの利用者やデータ入力を行う事業所等がデータの分析結果の恩恵を享受できるようフィードバックできる仕組みが必要である。

将来的な方向性等について

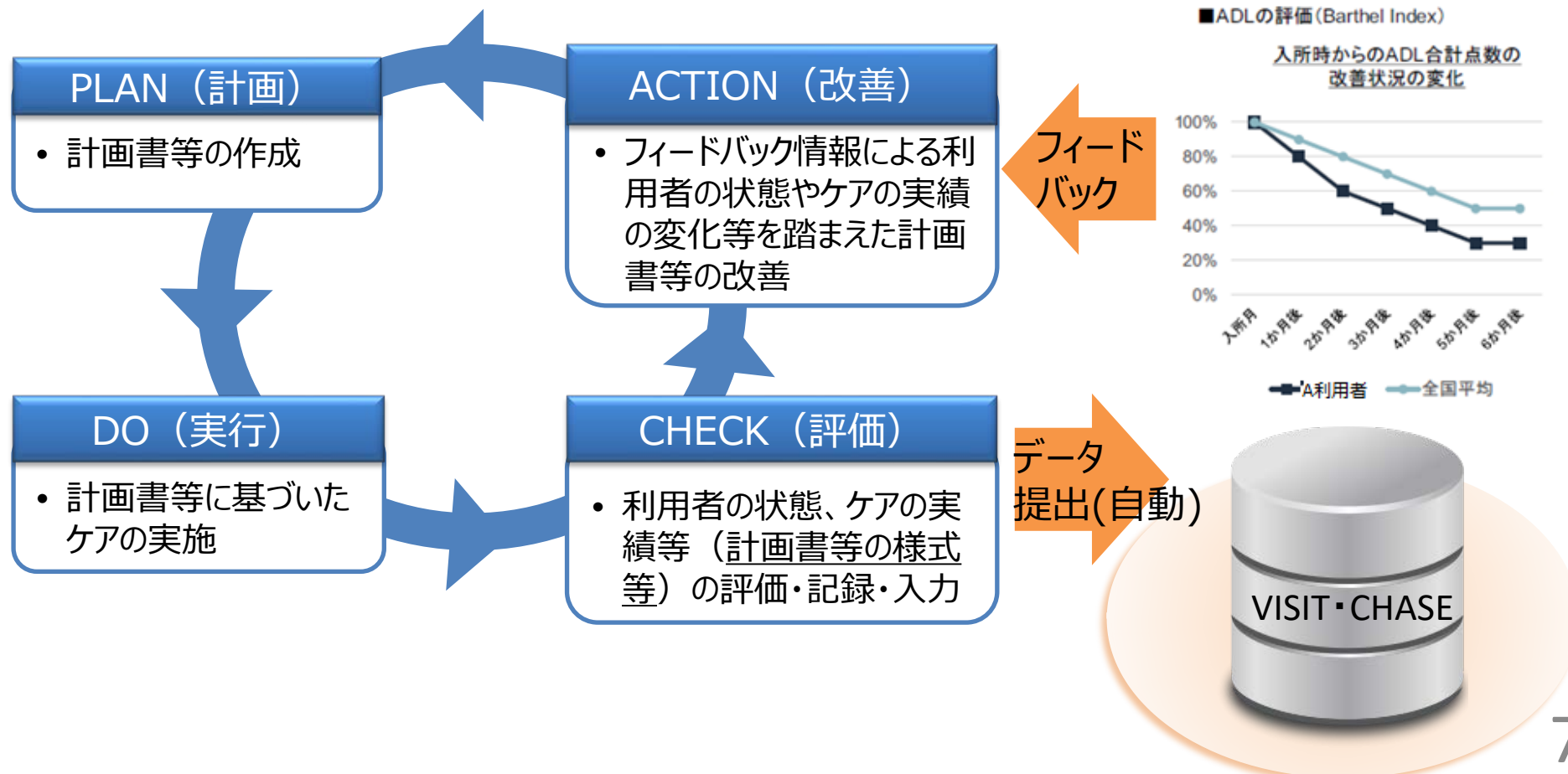
- 新たに指標の科学的な妥当性が確保されるなど、収集のフィージビリティが検証された項目については、適宜、CHASEの収集項目に追加していくことが必要。
- アウトカムに関する情報等を分析・比較する場合、介入に係るデータの収集も必要であり、国際化も視野に入れICHI 等への対応を考慮し検討を進めていく。
- CHASEにおける収集に実効性を持たせていくためには、今後の介護保険制度改正や介護報酬改定に係る議論等において、CHASEを用いた解析結果等も生かしつつ、関係者の理解を得ながら、収集のための仕組みを検討していく必要がある。
- 介護の場は、高齢者等の生活の場でもあることから、より幸福感や人生の満足感等も含めた生活の視点を重視し、利用者の社会参加、食事の方法、排泄の方法、日中の過ごし方、本人の意思の尊重、本人の主体性を引き出すようなケアの提供方法等について、現場へのフィードバックも含めて検討を進めていく。
- 医療分野の個人単位被保険者番号の活用に係る議論やNDBと介護DB、その他の公的DB・人口動態統計（死亡票）など公的統計との今後の連携も見据え、厚生労働省全体で検討を進めていくが必要である。
- 今後、厚生労働省がCHASEを科学的介護に活かす仕組みを着実に整備し、アウトカム評価等による質の高い介護に対するインセンティブ措置を拡充していくことで、介護のパフォーマンスの向上が期待される。

VISITを用いたPDCAサイクルの好循環のイメージ



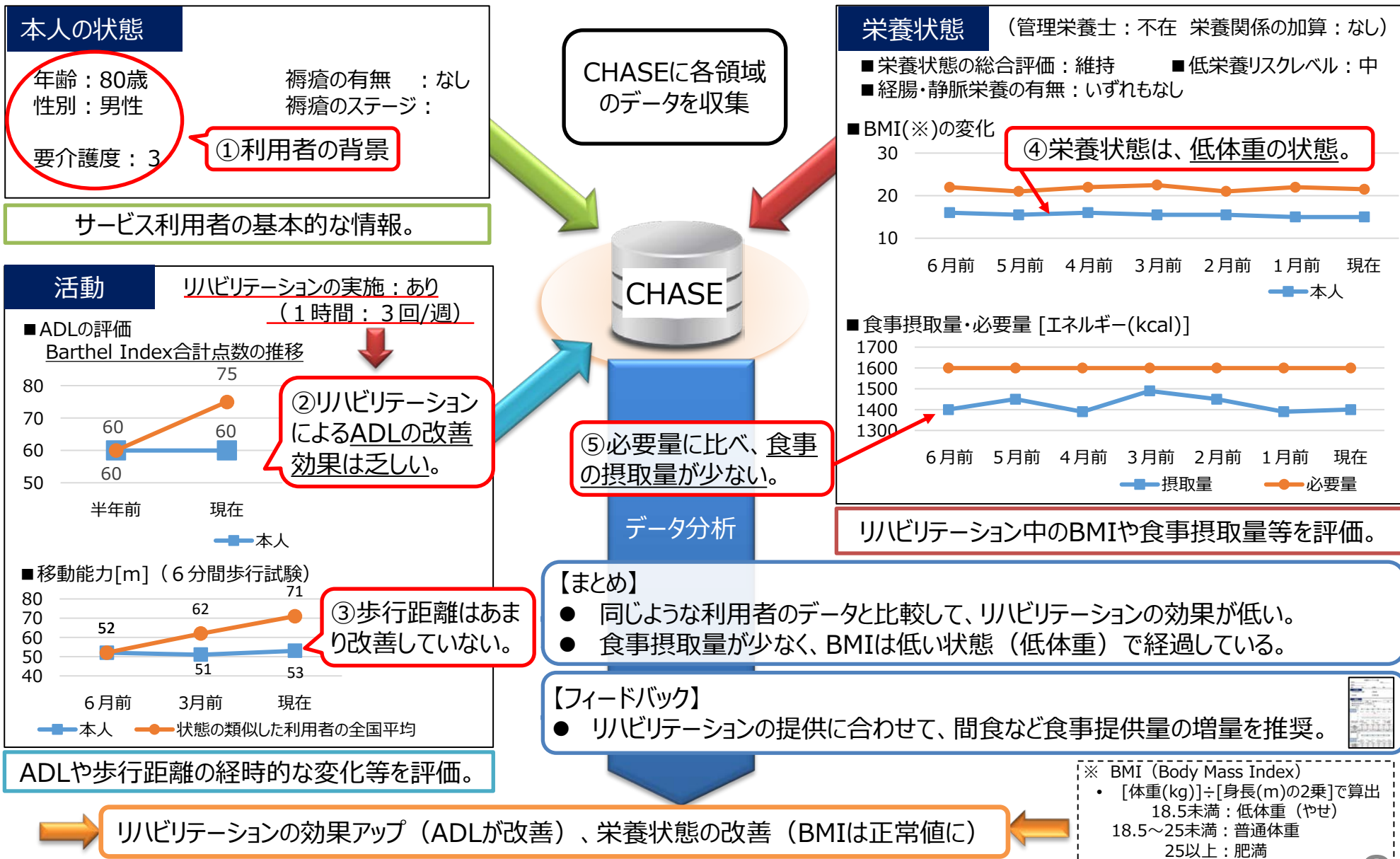
VISIT・CHASEによる科学的介護の推進(イメージ)

- 計画書の作成等を要件とするプロセス加算において実施するPDCAサイクルの中で、
- これまでの取組み等の過程で計画書等を作成し、ケアを実施するとともに、
 - その計画書等の内容をデータ連携により大きな負荷なくデータを送信し、
 - 同時にフィードバックを受けることにより、利用者の状態やケアの実績の変化等を踏まえた計画書の改善等を行うことで、
- データに基づくさらなるPDCAサイクルを推進し、ケアの質の向上につなげる。



個別化された自立支援・科学的介護の推進例（イメージ）

例①：リハビリテーションの提供に応じた、最適な栄養の提供について評価（利用者単位）

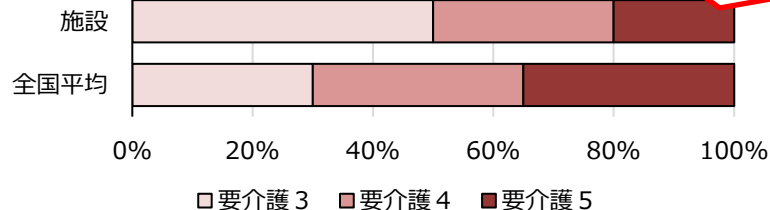


個別化された自立支援・科学的介護の推進例（イメージ）

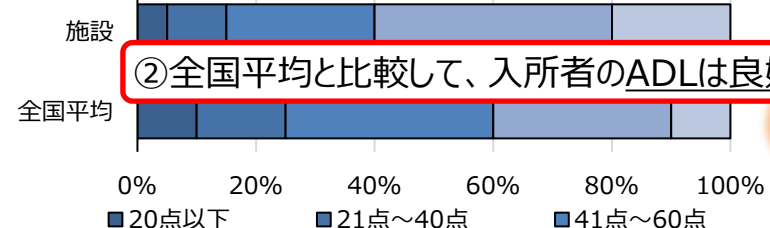
例②：施設入所者の排せつ状態の改善に係る取組の評価（事業所単位）

利用者の属性（同じサービスの施設と比較）

■ 要介護度



■ ADL（Barthel Indexの合計点）



施設入所者の基本的な情報。

CHASEに
データを収集

CHASE

データ分析

【まとめ】

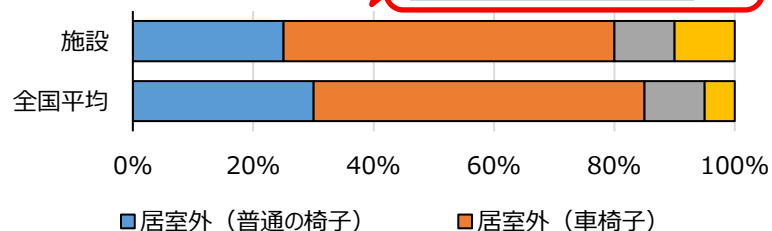
- 他の施設と比較して、入所者の要介護度は低く、ADLも良好。
- 食事の場所は、全国平均と同じように、居室外が多かった。
- 排泄の場所は、日中・夜間ともにオムツの使用が多かった。

【フィードバック】

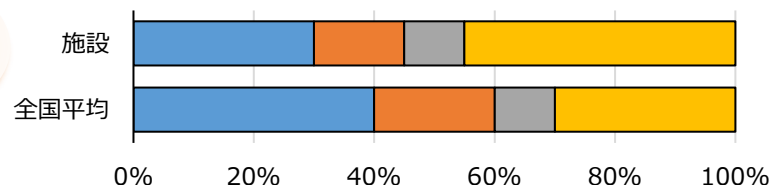
- 入所者は元気な方が多い傾向であり、食事の状態を踏まえると、排泄の状態も、更に改善が期待できることを示唆。

日々の生活等

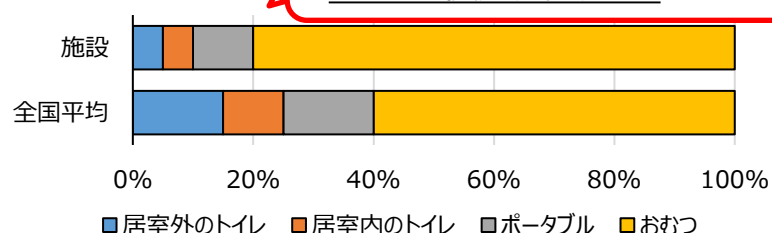
■ 食事の場所の分布



■ 排泄の場所（日中）



■ 排泄の場所（夜間）



食事や排泄等についての日々の生活に係る情報。

排泄の状態が改善し、オムツを使用する入所者が少なくなる

2. LIFEの活用等が要件として含まれる 加算について

LIFEの活用等が要件として含まれる加算一覧（施設・サービス別）

	科学的介護推進加算（Ⅰ） 科学的介護推進加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）	ADL維持等加算（Ⅰ） ADL維持等加算（Ⅱ）	リハビリテーション マネジメント計画書 情報加算	理学療法、作業療法 及び言語聴覚療法に 係る加算	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡対策指導管理（Ⅱ）	排せつ支援加算（Ⅰ） 排せつ支援加算（Ⅱ） 排せつ支援加算（Ⅲ）	自立支援促進加算	かかりつけ医連携 薬剤調整加算	薬剤管理指導	栄養マネジメント強化加算	口腔衛生管理加算（Ⅱ）
介護老人福祉施設	○	○	○			○		○	○			○	○
地域密着型介護老人福祉施設	○	○	○			○		○	○			○	○
介護老人保健施設	○			○		○		○	○	○		○	○
介護医療院	○				○		○	○	○		○	○	○

	科学的介護推進加算	個別機能訓練加算（Ⅱ）	ADL維持等加算（Ⅰ） ADL維持等加算（Ⅱ）	リハビリテーション マネジメント加算（A）ロ リハビリテーション マネジメント加算（B）ロ	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	排せつ支援加算（Ⅰ） 排せつ支援加算（Ⅱ） 排せつ支援加算（Ⅲ）	栄養アセスメント加算	口腔機能向上加算（Ⅱ）
通所介護	○	○	○				○	○
地域密着型通所介護	○	○	○				○	○
認知症対応型通所介護（予防含む）	○	○	○ （予防を除く）				○	○
特定施設入居者生活介護（予防含む）	○	○	○ （予防を除く）					
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○	○					
認知症対応型共同生活介護（予防を含む）	○							
小規模多機能型居宅介護（予防含む）	○							
看護小規模多機能型居宅介護	○				○	○	○	○
通所リハビリテーション（予防含む）	○			○ （予防を除く）			○	○
訪問リハビリテーション				○ （予防を除く）				

3. 加算の算定に必要な対応等 について

3. 加算の算定に必要な対応等について

○ 介護事業所・施設においては、

① 利用申請手続き

② データ入力及びフィードバック機能の利用

が必要です。

① 利用申請手続きについて

<LIFEへのアクセス>

- LIFE はweb システムであるため、インターネットに接続できる環境が必要です。
- また、利用するためには、次スライドのwebサイトから利用申請を行い、ID・パスワードの発行を受けることが必要です。

① 利用申請手続きについて

<LIFEへのアクセス>

- CHASE(LIFE)の利用申請のURL

<https://chase.mhlw.go.jp>

※ 令和3年4月以降は、以下のURL に切り替わる予定です。

<https://life.mhlw.go.jp>

- CHASE の操作マニュアル等のweb サイト

<https://chase.mhlw.go.jp/help>

※ 令和3年4月以降は、以下のURL に切り替わる予定です。

<https://life.mhlw.go.jp/manual.html>

① 利用申請手続きについて

<利用申請から利用開始までのスケジュール>

- 利用申請後、事業所にパスワード等が記載された圧着はがきが、簡易書留で送付されます。時期については、通常、毎月25日までに利用申請があったものについて、翌月の上旬にはがきが発送されます。
- なお、介護報酬改定の前後の利用申請については、随時はがきの送付をする予定ですが、令和3年4月前半にLIFEの利用を開始する場合は、令和3年3月25日までに利用申請を行う必要がありますので、ご注意ください。

① 利用申請手続きについて

＜これまでCHASE・VISITを利用している場合＞

- また、令和3年3月までにCHASE 又はVISIT のいずれかを利用している場合は、ご利用のID・パスワードを4月以降、引き続き利用することができます。
- なお、CHASE 及びVISIT の両方を利用している場合は、4月以降、CHASE のID・パスワードを引き続き利用することができます（VISIT のID・パスワードについては、CHASE のID・パスワードに統一されます。）。両システムのデータ等はLIFE に引き継がれます。

② データ提出及びフィードバック機能の利用について

<提出が必要なデータ>

- 既に、事務連絡において、LIFE導入に係るすべての加算の様式案等をお示ししています。
- 各加算の詳細な要件は、今後通知等でお示しをする予定ですが、原則として、自由記載の箇所を除く項目についてデータ提出をお願いする予定です。

② データ提出及びフィードバック機能の利用について

加算名称	対応する様式（案）	LIFEへのデータ登録 （加算算定に必要）
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ） 科学的介護推進体制加算	科学的介護推進に関する評価 ※ 施設・事業所が加算において様式の作成を求めるものではなく、LIFEへの登録項目を示すためのイメージとしての様式	○
個別機能訓練加算（Ⅱ）	別紙様式1：興味・関心チェックシート	任意
	別紙様式2：生活機能チェックシート	○
	別紙様式3：個別機能訓練計画書	○
ADL維持等加算	特定の様式はなし ※ 施設・事業所は、利用者のADLデータをLIFEへ登録 ※ LIFEでは、登録されたデータをもとに算定要件を満たしているかを判定し、結果を表示する予定	○
リハビリテーションマネジメント加算（A）□（B）□ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算	別紙様式1：興味・関心チェックシート	任意
	別紙様式2：リハビリテーション計画書	○
	別紙様式3：リハビリテーション会議録	任意
	別紙様式4：リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票	任意
	別紙様式5：生活行為向上リハビリテーション実施計画書	任意
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ） 褥瘡対策管理指導（Ⅱ）	褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書	○
排せつ支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書	○
自立支援促進加算	自立支援促進に関する評価・支援計画書	○
かかりつけ医連携薬剤調整加算 薬剤管理指導	薬剤変更等に係る情報提供書	○
栄養マネジメント強化加算	栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング（施設）	○
栄養アセスメント加算	栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）	○
口腔衛生管理加算	口腔衛生管理加算 様式（実施計画）	○
口腔機能向上加算	口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例）	○

※ データの提出は、各加算の様式等における見直しの頻度等に応じたタイミングを予定（加算算定できる月とは必ずしも一致しない）

② データ提出及びフィードバック機能の利用について

栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング（施設）（様式例）

実施日（記入者名）		年 月 日（ ）
プロセス		★プルダウン ¹
低栄養状態のリスクレベル		☐ 低 ☐ 中 ☐ 高
低 栄 養 状 態 の リ ス ク （ 状 況 ）	身長	cm
	体重 / BMI	kg / kg/m ²
	3%以上の体重減少率 kg/1ヶ月	☐ 無 ☐ 有(kg/ ヶ月)
	3%以上の体重減少率 kg/3ヶ月	☐ 無 ☐ 有(kg/ ヶ月)
	3%以上の体重減少率 kg/6ヶ月	☐ 無 ☐ 有(kg/ ヶ月)
	血清アルブミン値	☐ 無 ☐ 有(g/dl)
	褥瘡	☐ 無 ☐ 有
	栄養補給法	☐ 経口のみ ☐ 一部経口 ☐ 経腸栄養法 ☐ 静脈栄養法
その他		
食 生 活 状 態	栄養補給の状態	
	食事摂取量（割合）	%
	主食の摂取量（割合）	主食 %
	主菜、副菜の摂取量（割合）	主菜 % 副菜 %
	その他（補助食品など）	
	摂取栄養量：エネルギー・たんぱく質（現体重当たり）	kcal (kcal/kg) g (g/kg)
	提供栄養量：エネルギー・たんぱく質（現体重当たり）	kcal (kcal/kg) g (g/kg)
	必要栄養量：エネルギー・たんぱく質（現体重当たり）	kcal (kcal/kg) g (g/kg)
嚥下調整食の必要性		☐ 無 ☐ 有

② データ提出及びフィードバック機能の利用について

<データ提出の方法>

- データ提出については、
 - LIFE のweb サイトに直接データを入力し、様式作成とデータ提出を行う方法
 - 様式作成のために介護ソフトに入力したデータを、LIFE へのCSV 連携により提出を行う方法があります。
- 詳しくは、マニュアル等を参照ください。

VISIT・CHASEにおけるデータ入力の省力化について(イメージ)

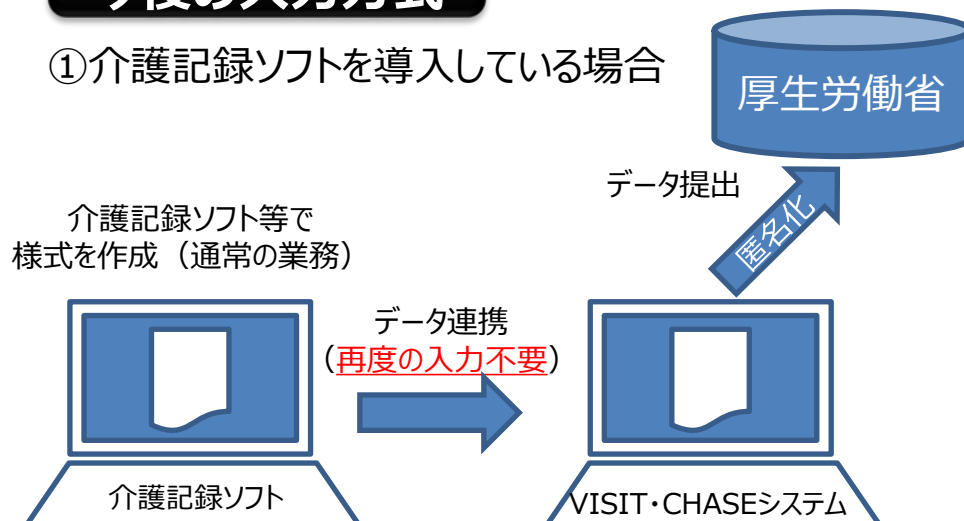
- 今後はVISIT（通所・訪問リハビリテーション）・CHASE（全サービス）へのデータ入力・フィードバックについては機能を統合する。
- 介護記録ソフトとのデータ連携により、統合したデータベースシステムへのデータ入力に係る現場の負担を軽減。
- 統合したデータベースシステムへの入力により、厚生労働省にデータを提出し、加算の算定に必要な様式も作成が可能。

従前のVISIT

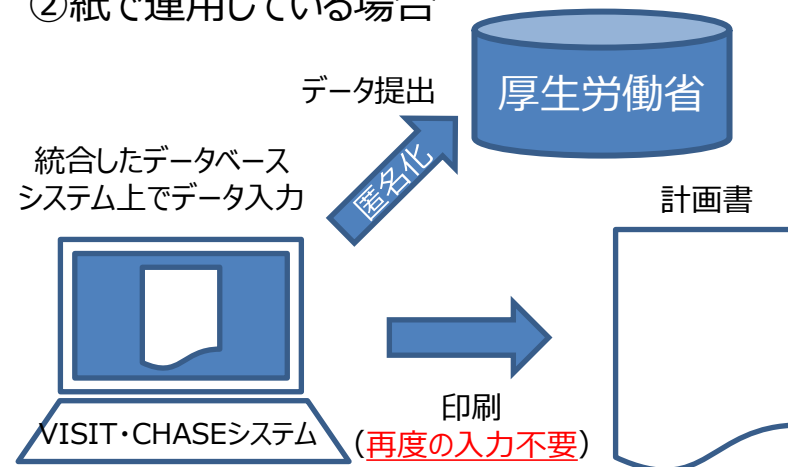


今後の入力方式

①介護記録ソフトを導入している場合



②紙で運用している場合



② データ提出及びフィードバック機能の利用について

<CSV連携機能について>

- 各介護ソフトのLIFE への対応の有無、対応方法、時期等は異なりますので、ご利用のソフトのベンダー等にお問い合わせください。

② データ提出及びフィードバック機能の利用について

＜データ提出の期限について＞

- データ提出は、サービス提供月の翌月の10日(4月サービス分は、5月10日)までに行っていただく予定です。
- X月分の情報は、(X+1)月の10日までにLIFEのwebサイトを通じて提出してください。
- 加算ごとの詳細は別途通知、事務連絡等でお示しします。

② データ提出及びフィードバック機能の利用について

<フィードバック機能等のスケジュールについて>

- 提出いただいたデータの解析結果等のフィードバックについては、サービス提供月の翌月中に、LIFE のweb サイトを通じて実施予定です（PDF 形式でダウンロードしていただく予定です）。
- 詳細は追ってお示ししますが、介護事業所等においては、解析結果等のフィードバックの活用による、PDCA サイクルとケアの質の向上を図る取組を行っていただく必要があります。

② データ提出及びフィードバック機能の利用について ＜ソフト導入等に係る補助について＞

- 様式の作成のために介護ソフトに入力したデータを、LIFE へのデータ連携により提出する場合は、介護ソフトの導入やアップデート等にあたり、ICT 導入支援事業（地域医療介護総合確保基金）等の利用が可能な場合があります。
- 今般、都道府県に対して令和3年度の介護報酬改定にあわせた対応を依頼をしていますので、詳細は都道府県へお問い合わせください。

4. LIFE の機能全般に関するご質問 について

4. LIFE の機能全般に関するご質問について

- ご質問は、「CHASE ヘルプデスク」にて受付しますので、次スライドのE-mail 宛にお問い合わせいただきますようお願いいたします。
- なお、新規申請に係るご質問のみ「利用申請ヘルプデスク」にて電話で受け付けることが可能ですが、介護報酬改定の前後は、電話が混み合うことが予想されます。
- CHASE の操作マニュアル等のweb サイトをご覧ください。また、可能な限りE-mail でのお問い合わせにご協力ください。

4. LIFE の機能全般に関するご質問について

【CHASE ヘルプデスク 連絡先】

E-mail : chase@toshiba-sol.co.jp

【利用申請ヘルプデスク 連絡先】

電話番号 : 042-340-8819

(平日10:00～16:00、4 月以降は別番号に変更予定)

E-mail : chase@toshiba-sol.co.jp

ご清聴ありがとうございました。